

福利厚生施設運営助成事業

公益財団法人 日本船員福利厚生基金財団

公益財団法人 日本船員福利厚生基金財団

福利厚生施設運営助成金交付基準

平成 24 年 9 月 10 日 第 171 回理事会決定

平成 26 年 3 月 10 日 第 4 回評議員会決定

1. 定款第 4 条（事業）の（1）「船員の宿泊、休息等の施設、設備及び運営に対する助成事業」を公正且つ円滑に行うためこの基準を設ける。

2. 福利厚生施設運営助成助対象事業

福利厚生施設運営助成事業は原則として次の通りとする。

（1）船員（2 親等以内の家族を含む）が宿泊、休憩等の施設から享受されたサービス（宿泊割引 1 泊につき 1,000 円）について同施設の運営を助成する事業。

（2）その他財団の目的達成に必要な事業。

3. 助成交付額

助成交付額は、福祉厚生施設運営助成に係る事業実施に関する協定書に記載された金額とし、利用船員一人当たり 1,000 円を上限とする。助成交付総額は年間予算の範囲内とする。

ただし、助成交付総額が年間予算を超えた場合は、理事会・評議員会の承認により、追加対応できるものとする。

4. 附則

平成 26 年 2 月 27 日の第 4 回理事会にて、第 2 項（1）宿泊割引 1 泊につき 500 円を 1,000 円、第 3 項一人当たり 500 円を 1,000 円に改正し、第 2 項（1）船員を船員（2 親等以内の家族を含む）と船員の定義を挿入した。

以 上

福利厚生施設運営助成金交付に関する規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 財団法人日本船員福利厚生基金財団（以下「基金財団」という）の寄付行為第 4 条各号に掲げる事業の援助は、船員の福利厚生を目的とする事業に対する助成金の交付とする。

(運営助成金を受けることができるもの)

第 2 条 この規程により補助金の交付を受けるとのことができるものは原則として、認定委員会で承認された宿泊施設を運営管理する法人とする。

第 2 章 指定宿泊施設の申請及び決定

(指定宿泊施設の申請)

第 3 条 この規程により、助成金の交付を受けると指定宿泊施設として認定を希望する場合は、申請書（第 1 号様式）に当該宿泊施設の代表者の法人概要、船員の利用状況を添えて、基金財団に提出するものとする。

2 指定宿泊施設としての申請期限は、毎年 3 月とする。

(指定宿泊施設の決定)

第 4 条 基金財団は、指定宿泊施設としての申請があったときは、当該申請に係る事項を認定委員会が審査し決定する。

2 認定委員会は毎年 5 月に開催し、指定宿泊施設を決定し、その年

の10月より実施される。

(指定宿泊施設の決定の通知)

第 5 条 基金財団は、前条の決定をしたときは、当該決定に係る事項を申請者に通知するものとする。

(指定宿泊施設との協定の締結)

第 6 条 前条の通知を受けたものは、直ちに当該施設の代表と福利厚生施設運営助成に係る事業の実施に関する協定書（第2号様式）を基金財団と締結する。

第 3 章 福利厚生施設運営助成金の交付

(福利厚生施設運営助成金の申請方法)

第 7 条 福利厚生施設運営助成金に係る事業の実施に関する協定書により、指定宿泊施設は、3ヶ月毎（毎年6月、9月、12月、3月）に本財団に利用した船員の名簿と利用船員員数を報告する。

(福利厚生施設運営助成金の支払方法)

第 8 条 福利厚生施設運営助成金の支払の方法は、前7条の報告に基づき、本財団は、報告の翌月末（毎年7月、10月、1月、4月）には、船員の利用一人当たりにつき第6条に基づく協定で合意された金額を乗じて、指定された銀行口座に振り込むものとする。

2. 基金財団は、福利厚生施設運営助成金が当該年度の年間予算金額を上回った場合、理事会及び評議会において当該年度の追加予算として承認されたときは、本財団は福利厚生施設運営助成金を支払うことができるものとする。

第 4 章 福利厚生施設運営助成事業の実施

(禁止事項及び助成金の返還)

第 9 条 指定宿泊施設は、福利厚生施設運営助成金の申請するに当たっては、船員以外の者を含めてはならない。

2. 基金財団は、前項により虚偽の申請であることを確認した場合、すでに助成金が交付されているときは、その返還を求めることができるものとする。

第 10 条 指定宿泊施設は、福利厚生施設運営助成に係る事業の実施に関する協定書の内容を変更する場合は、あらかじめ変更内容を基金財団に提出し、その承認を得なければならない。

2. 指定宿泊施設は、止むを得ない事情により福利厚生施設運営助成に係る事業の実施に関する協定書の内容を実施できない場合は、あらかじめその旨を基金財団に提出しなければならない。

(指定宿泊施設認可の取消)

第 11 条 基金財団は、指定宿泊施設が、この規程に違反したと認めるときは、指定宿泊施設の認可を取り消すことができるものとする。

2. 指定宿泊施設が、廃業等により基金財団に指定宿泊施設認可の取消を申請した場合は、基金財団は速やかに所定の手続きを行う。

(附 則)

第 12 条 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

(第1号様式)

公益財団法人 日本船員福利厚生基金財団 年 月 日
会 長 殿 第 号

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印

指定宿泊施設の申請書

貴基金財団の寄付行為第4条の規定により指定宿泊施設の認可を受けたいので、別紙の必要書類を添えて下記の通り申請いたします。

別添書類

1. 定款又は寄付行為、役員名簿、事業の概況説明書
2. 最近の決算期に於ける事業報告書及び財務諸表
3. 利用施設の施設概要（パンフレット可）
4. 船員の利用状況
5. 船員に対するサービス計画

以 上

(第2号様式)

[サンプル]

福祉厚生施設運営助成に係る事業の実施に関する協定書

公益財団法人日本船員福利厚生基金財団（以下「甲」）と〇〇〇（以下「乙」）とは、甲の寄付行為第4条の趣旨に賛同し、次の内容にて確認する。

第1条（期間）

本協定書の有効期間は、平成〇〇年10月1日からとし、福利厚生施設運営助成金交付に関する規程の第9条、第10条に該当する期間までとする。

第2条（利用者へのサービス）

乙は、利用する船員に対して、宿泊1泊につき500円を割引するものとする。

1. 利用する船員は、利用の際に、甲が交付した申請書に必要事項を記入の上、乙の施設に提出した場合は、前項の割引を受けることができる。
2. 乙は、前項により宿泊した船員の自筆による申請書を管理し、甲に提出するものとする。

第3条（甲からの助成金の支払い）

甲は、前条で乙より提出された申請書を精査して上で、乙の割引相当額の実費弁済を行うものとする。

第4条（善管注意義務）

乙は、助成金を申請するにあたっては、船員へのサービスの実施について誠実に対応し、虚偽の内容を含まないものとする。

本協定書は、甲乙各1通を保管するものとする。

以 上

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲：東京都港区六本木7丁目15-26
公益財団法人 日本船員福利厚生基金財団
会 長 山 崎 潤 一 ㊞

乙：〇〇 住所 〇〇
〇〇 法人名 〇〇
役職名 代 表 者 名 ㊞